

別紙

(公財) いしかわ女性基金 平成29年度調査研究事業

支払対象経費

(1) 謝金・旅費

研究の協力者（講師・指導者・通訳等）への謝金・旅費等（**グループ構成員（研究実施関係者以外も含む）は対象外**）

ア 県内の講師等の謝金

◇講師・指導者

大学教授相当 6,100円/時間 1日30,500円まで

大学准教授相当 5,100円/時間 1日25,500円まで

その他の教員相当 3,100円/時間 1日15,500円まで

◇通訳 3,000円/時間

◇データ入力等作業 1,000円/時間

※ 講師・指導等に要する時間を対象とする

※ 30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ

（複数回にわたり講師等を依頼する場合は、合計時間を切り捨て又は切り上げ）

※ 聞き取り調査対象者等への謝礼として土産・茶菓等を提供する場合、謝金と合わせて上記上限の範囲内とすること。

※ データ入力等作業費の総額は、研究経費総額の20%（研究経費総額が30万円を超える場合は、6万円）を上限とする。なお、経費精算の結果、研究経費総額が当初予定額よりも減少した場合、当該精算額の20%を調査研究経費支払の上限とする。

イ 旅費の上限

◇交通費 公共交通機関（電車、バス等）の利用料金で、県の旅費条例及び規程に準じた額

ガソリン代、有料道路利用料金等は対象外

◇宿泊費 1泊9,800円以内

調査研究の実施のために講師等の宿泊が特に必要であると認められる場合に限る。

(2) 通信運搬費・研究旅費

◇郵便（ハガキ・切手代）、宅配便、ファクシミリ代、振込手数料

◇グループ構成員の研究旅費（公共交通機関利用料金、有料道路利用料金、宿泊費、車賃）

・学会等参加に係る経費は、研究に直接必要であることが認められる場合に限る。

・公共交通機関利用料金、有料道路利用料金及び宿泊費は、実費支出額を上限とする（ただし、県の基準に照らし支出額が著しく過大であると認められる場合、県の基準による額を上限とする）。

- ・ガソリン代は、原則として対象外とする。
ただし、研究のために1日に50キロメートルを越える距離を車で移動する場合、用務内容、運転者、行先、経路及び距離の記録の提出により適切であると認められる場合に限り、車賃として対象経費に計上することができるものとする。
- ・駐車料金は、必要と認められる場合に限る。

(3) 会場使用料・機器使用料

◇会合等の会場使用料

◇プロジェクター、ビデオデッキ等の機器使用料

- ・音響操作費等は特に必要と認められる場合に限る（グループ構成員やその知人等、業務として行う者以外の者に操作等を依頼した場合の謝礼は対象外）。

(4) 資料代

◇コピー代

◇参考書籍購入代（研究に直接必要であることが認められるものに限る）

(5) 消耗品その他

◇文房具・用紙等購入にかかる経費

- ・文房具、用紙、プリンタのインク・トナーその他の消耗品購入費は、使用量等をおかんがみ、経費としての支出が適正であると認められるものに限る。
- ・備品（金額にかかわらず、事業実施後も複数年にわたり継続して使用することが見込まれるもの）等の財産の取得に係る経費は原則として認めない。

◇お茶代（食事代・菓子代は対象外）

- ・研究協力者に提供する場合に限る。
- ・1会合につき、1人あたり1,000円以内かつ総額3,000円以内とする。

◇写真現像代

- ・調査研究に係る資料等として必要と認められるものに限る。

◇翻訳手数料

- ・業務として行う者以外の者に翻訳を依頼した場合の経費や謝礼等は対象外。